

平成 24 年 第1 回定例会

多摩六都科学館組合議会会議録

平成 24 年 2 月 23 日開会

平成 24 年 2 月 23 日閉会

多摩六都科学館組合議会

平成24年多摩六都科学館組合議会
第1回定例会会議録

○期 日 平成24年2月23日(木)

○場 所 多摩六都科学館組合議会議場

○出席議員(9名)

1番	木村まゆみ君	3番	奥谷浩一君
4番	山崎秋雄君	5番	斉藤正彦君
6番	斉藤あき子君	7番	桜木善生君
8番	永田雅子君	9番	稲垣裕二君
10番	大林光昭君		

○欠席議員(1名)

2番 吉池たかゆき君

○出席説明員

管理者 坂口光治君

事務局長 伊藤憲一君

管理運営課長 神田正彦君

管理運営課主査 豊田和徳君

○議会職員出席者

書記 星智加子君

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 行政報告
- 4 議案第1号 専決処分（多摩六都科学館組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）の承認について
- 5 議案第2号 多摩六都科学館組合組織条例の一部を改正する条例
- 6 議案第3号 多摩六都科学館組合職員定数条例の一部を改正する条例
- 7 議案第4号 多摩六都科学館組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 8 議案第5号 多摩六都科学館組合管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 9 議案第6号 多摩六都科学館組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- 10 議案第7号 平成23年度多摩六都科学館組合一般会計補正予算（第2号）
- 11 議案第8号 平成24年度多摩六都科学館組合の負担金について
- 12 議案第9号 平成24年度多摩六都科学館組合一般会計予算
- 13 議案第10号 多摩六都科学館組合監査委員の選任につき同意を求めることについて

平成24年多摩六都科学館組合議会第1回定例会

平成24年2月23日(木) 午前9時58分開会

○議長(桜木善生君) 各市定例会を前にしまして、大変御多用のところ、当議会に御参集いただきまして、ありがとうございます。

開会前でございますが、御報告だけ申し上げます。2番 吉池たかゆき議員におかれましては、公務のため欠席したいとの届け出が出ておりますので、これを受理しております。

定足数に達しておりますので、これより平成24年第1回多摩六都科学館組合議会定例会を開会いたします。

○議長(桜木善生君) 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、多摩六都科学館組合議会会議規則第84条の規定により、第6番 斉藤あき子議員及び第8番 永田雅子議員を指名申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長(桜木善生君) 日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は本日1日といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(桜木善生君) 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

○議長(桜木善生君) 日程第3「行政報告」を議題といたします。

報告を求めます。管理者 坂口光治さん。

○管理者(坂口光治君) 改めまして、おはようございます。先ほど議長からもございましたとおり、第1回定例会を控えて大変御多用の中、本日はお集まりいただきまして、ありがとうございます。議長の御指名をいただきましたので、行政報告をさせていただきます。

平成23年第2回定例会から現在までの事務事業執行状況の主なものについて御報告申し上げます。

まず最初に、入館者の状況についてでございます。平成23年4月から平成24年1月までの10カ月間の入館者は14万7,058人で、前年度と比較いたしますと6,519人の増、率にいたしま

すと4.6%の増となっております。平成23年11月よりプラネタリウム設備改修工事を実施しております関係で、残念であります。11月からの入館者は前年度の約30%減と推移しております。しかしながら、1月時点ではやや前年度を上回っておりますが、これは、夏休みの7～8月において、開館以来最高の入館者、通年は約4万5,000人から5万人でございますが、5万8,683人を数えたことによるものでございます。この時期は、第2弾となります「トリックアート展」を開催し、プラネタリウム番組では「ドラえもん宇宙ふしぎ大探検」、また、全天周映画では、これまでの御愛顧に感謝して、「ロクト全天周映画まつり」と称して、4月から10月までのリバイバル映画でありましたが、子ども向けの5作品を上映しましたところ、お客様に御好評をいただきまして、入館者数並びに観覧者数とも大きく伸びた要因となりました。

続きまして、昨年12月27日に実施いたしました例月出納検査について御報告いたします。例月出納検査は、多摩六都科学館組合監査委員条例第4条の規定に基づく、平成23年9月から11月までの各月の現金出納状況についての検査でございます。その結果につきましては、いずれも適正な事務執行である旨、監査委員から御報告をいただいております。

次に、実施事業に移らせていただきますが、多摩・島しょ子ども体験塾でございますが、これは、構成5市の御協力により実施できました事業でございます。まず、9月17日、18日、23日に、多摩六都科学館プラネタリウムドームで「星空ガラクタがっきコンサート」を開催いたしました。どの日程も200人以上の参加者を数えております。また、10月7日にルネこだいら、11月13日に清瀬けやきホールにお邪魔いたしまして、「米村でんじろうのたまろくとサイエンスショー」を開催しております。ルネこだいらでは2,000人を超える、また、清瀬けやきホールでは1日2回の開催で1,000人を超えるお客様をお迎えしての公演でございます。大変好評をいただいたところでございます。11月から入館者が減っているとの報告をさせていただきましたが、入館者の減少を少しでも食い止めるために、イベントホールに大型スクリーンを設置いたしまして、「星空のお話」、プラネタリウム解説員が今の時期に見やすい星や星座を紹介するものと、「ユニバース」、これは、太陽系の惑星や星雲、銀河系の姿、ブラックホール、ビッグバンなど、神秘と驚異に満ちた広大な宇宙への旅が体験できる映画でございますが、これを土曜日、日曜日、祭日に3回ずつ、計6回実施しております。平日は「星空のお話」を2回、「ユニバース」を1回実施しているところでございます。また、201会議室を利用させていただきまして、3D映像が体験できる映画「WAKING THE T. REX」、恐竜ものの映画ということでございますが、これを放映いたしまして、既に12月

23日から1月29日の間は放映済みでございますが、第2弾といたしまして、2月25日から3月31日の間、再度放映する予定とされているところでございます。土曜日、日曜日、祝祭日には3回、平日は2回放映する予定となっているところでございます。お子様に喜んでいただくよう、また、御家族で御来館いただけるよう、サービスの内容に心がけていきたいと考えております。

次に、プラネタリウムドームの設備改修工事の進捗状況についてでございますが、既にプラネタリウムの機器類、座席、ドームスクリーンを撤去し、現在は新しいスクリーンに張りかえているところでございます。工事は予定どおり進んでおります。「科学館ニュース」並びにホームページでは工事の進捗状況をお知らせするとともに、工事の期間中に、お客様を対象とした「プラネタリウム工事現場見学会」を1月29日に3回実施いたしました。どの回も満員の好評ぶりでありました。また、3月25日に1日3回の見学会を予定しているところでございます。先ほどちょっと議長に申し上げさせていただきましたが、大変御多用の折ではございますが、議員の皆様方にも、この機を除いて見ることはできないと思いますので、張りかえの状況ですとか、どんなスクリーンがあらわれているのかを私は見てびっくりしましたが、ぜひ、お時間の許す方は、この後、ごらんいただければと思います。

次に、科学館業務の指定管理者への引き継ぎ状況でございますが、昨年11月より乃村工藝社と引き継ぎの作業を進めております。また、現在の業務受託先のスタッフ、従業員の雇用でございますが、乃村工藝社の御協力により、雇用継続を希望されている方につきましてはおおむね雇用継続できることになりました。あと1カ月の引き継ぎ期間となりますが、4月1日から指定管理者が事業運営をスムーズに実施できるよう、事務局ともども頑張っておりますので、組合議会議員の皆様方には今後も御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。私の行政報告とさせていただきます。

以上、概略でございますが、行政報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（桜木善生君） 御苦労さまでした。

ただいまの行政報告に対する御質疑をお受けいたします。御質疑のある方は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桜木善生君） 行政報告に対する質疑なしと認め、行政報告に対する質疑を終わります。

以上をもちまして「行政報告」を終わります。

○議長（桜木善生君） 日程第4「議案第1号 専決処分（多摩六都科学館組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）の承認について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者（坂口光治君） それでは、議案第1号「専決処分（多摩六都科学館組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）の承認について」の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、人事院勧告及び東京都人事委員会勧告に伴い、多摩六都科学館組合職員の給与に関する条例を改正する必要があるとともに、西東京市一般職の職員の給与に関する条例が改正されたことにより、西東京市に準拠して制定している多摩六都科学館組合職員の給与に関する条例を改正する必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定により平成23年11月29日に専決処分し、また、平成23年11月29日に公布し、平成23年12月1日から施行いたしましたので、同条第3項の規定により御報告し、御承認を求めますのでございます。

後ほど事務局より補足説明をいたさせますので、御承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（桜木善生君） 補足説明を求めます。事務局長。

○事務局長（伊藤憲一君） 御説明に入る前に、配付資料の御確認をお願いいたします。右手に本日の議事日程、議席表、それから、左手に「平成24年度多摩六都科学館組合一般会計予算及び同説明書」、製本分でございますが、配付をさせていただきます。また、その下に「平成23年第2回定例会会議録」、追加資料といたしまして、資料9から資料12と参考1を配付させていただきましたので、御確認ください。また、議案第1号から議案第10号までの議案関係と資料1から資料8は既に送付済みとなっておりますので、御用意をお願いいたします。

それでは、議案第1号「専決処分（多摩六都科学館組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）の承認について」、管理者に補足して御説明申し上げます。

本案は、多摩六都科学館組合職員の給与の見直しに伴い、関連する規定の整備を行うものでございます。東京都人事委員会におきましては、昨年10月28日、公民較差相当分0.24%の解消のため、給料月額を引き下げる勧告がなされました。当組合におきましては、勧告の趣旨を踏まえ、東京都並びに西東京市と同様に給料月額を引き下げたものでございます。

恐れ入りますが、お手元に配付いたしました資料2「多摩六都科学館組合職員の給与に関する条例新旧対照表（別紙）」をごらんください。

別表第1（第4条関係）でございます。行政職給料表を1～5ページにわたりまして改正

したものでございます。

続きまして、資料1「多摩六都科学館組合職員の給与に関する条例新旧対照表」をごらんください。

附則第4項に平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置を加えたものでございます。平成23年4月から11月までの公民較差相当分を解消するため所要の調整を行う必要があることから、平成23年12月に支給する期末手当を0.023カ月引き下げるものでございます。このことによりまして、平成23年12月に支給する期末手当の支給月数は1.352月となり、勤勉手当におきましては、0.675月を含めた平成23年12月に支給する期末勤勉手当の支給月2.027月となるものでございます。また、現在、該当者はありませんけれども、再任用職員につきましても同様に規定を整備したものでございます。

次に、今回の一部改正の条例の附則でございますが、附則第1項には施行日を定めております。附則第2項は経過措置を定めたものでございます。

最後に、今回の給与改定に伴いまして、職員1人当たりの年収は平均で1万6,000円余の減となり、全体では16万円余の減となったものでございます。

以上が議案第1号の補足説明でございます。

○議長（桜木善生君） これより質疑に入ります。質疑のある方は。——よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桜木善生君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桜木善生君） 討論なしと認めます。

これより議案第1号「専決処分（多摩六都科学館組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）の承認について」を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（桜木善生君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（桜木善生君） 日程第5「議案第2号 多摩六都科学館組合組織条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者（坂口光治君） 議案第2号「多摩六都科学館組合組織条例の一部を改正する条例」について、提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、多摩六都科学館の管理運営を指定管理者に行わせることにより、多摩六都科学館組合の組織を改正することに伴い、規定を整備する必要があるため、御提案するものでございます。

後ほど事務局より補足説明をいたさせますので、御承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（桜木善生君） 補足説明を求めます。事務局長。

○事務局長（伊藤憲一君） このたび御提案させていただきます議案第2号から議案第5号までは、指定管理者制度を導入するための関連する条例改正でございます。

それでは、議案第2号「多摩六都科学館組合組織条例の一部を改正する条例」について、管理者に補足して御説明申し上げます。

恐れ入りますが、資料3をごらんください。「多摩六都科学館組合組織条例新旧対照表」でございます。

この改正は、科学館組合事務局では直接これから事業運営を行わなくなるため、課名を変更するものでございます。

設置、第1条、「管理運営課」を「管理課」に改めます。

分掌事務、第2条、「管理運営課」を「管理課」に、(12)に「指定管理者との連絡調整等に関すること。」を追加いたします。

附則では施行日を定めております。

以上が議案第2号の補足説明でございます。

○議長（桜木善生君） これより質疑に入ります。質疑のある方は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桜木善生君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桜木善生君） 討論なしと認めます。

これより議案第2号「多摩六都科学館組合組織条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（桜木善生君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（桜木善生君） 続きまして、日程第6「議案第3号 多摩六都科学館組合職員定数条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者（坂口光治君） 議案第3号「多摩六都科学館組合職員定数条例の一部を改正する条例」について、提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、多摩六都科学館の管理運営を指定管理者に行わせることにより、多摩六都科学館組合職員の派遣制度を廃止すること等に伴い、定数を減員する必要があるため、御提案するものでございます。

後ほど事務局より補足説明をいたさせますので、御承認賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（桜木善生君） 補足説明を求めます。事務局長。

○事務局長（伊藤憲一君） 議案第3号「多摩六都科学館組合職員定数条例の一部を改正する条例」について、管理者に補足して御説明申し上げます。

恐れ入りますが、資料4をごらんください。「多摩六都科学館組合職員定数条例新旧対照表」でございます。

職員の定数でございますが、第2条、（1）管理者の補助職員、「13人」から「6人」に改めます。

附則では施行日を定めております。

職員数の内訳でございますが、固有職員、これはプロパー職員とも呼んでおりますが、1日7時間45分、5日間38時間45分、プロパー職員が4人おります。また、再任用の事務局長につきましては、1日7時間45分、4日の勤務で週31時間でございます。これを人数計算しますと0.8人分ということになります。それから、本年度、退職する固有職員がございまして、この職員は再任用職員として勤務いたします。1日7時間45分、週3日、週23時間15分の勤務でございます。これを0.6人ということで、合計しますと5.4人となります。5.4人を、小数点以下を切り上げますと、6人となるものでございます。

以上が議案第3号の補足説明でございます。

○議長（桜木善生君） 御苦労さまでした。

これより質疑に入ります。質疑のある方は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桜木善生君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桜木善生君） 討論なしと認めます。

これより議案第3号「多摩六都科学館組合職員定数条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（桜木善生君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（桜木善生君） 日程第7「議案第4号 多摩六都科学館組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者（坂口光治君） 議案第4号「多摩六都科学館組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、多摩六都科学館の管理運営を指定管理者に行わせることにより、多摩六都科学館組合職員の週休日及び休日の勤務条件を変更することに伴い、規定を整備する必要があるため、御提案するものでございます。

後ほど事務局より補足説明をいたさせますので、御承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（桜木善生君） 続きまして、補足説明を求めます。事務局長。

○事務局長（伊藤憲一君） 議案第4号「多摩六都科学館組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」について、管理者に補足して御説明申し上げます。

4月1日から指定管理者が事業運営を開始いたします。今までは多摩六都科学館組合事務局が事業運営を行ってまいりました。しかしながら、指定管理者を導入することによりまし

て、週休日を、月曜日と、日曜日及び火曜日から土曜日の間に交代で週休日とするローテーション勤務としておりましたけれども、今後、事務局では直接事業運営を行いませんので、週休日を日曜日及び土曜日とするものでございます。

恐れ入りますが、資料5をごらんください。「多摩六都科学館組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例新旧対照表」でございます。

第3条でございますが、正規の勤務時間の割振りでございます。「日曜日及び火曜日から土曜日までの6日間」から、「月曜日から金曜日までの5日間」に改めるものでございます。

週休日、第4条でございます。週休日を「日曜日及び土曜日」に改めます。あわせて、育児短時間勤務職員等の規定も改正するものでございます。

休日、第9条、2ページ、裏面になりますけれども、こちらは、ローテーション勤務体制での勤務でなくなるため、(1)「国民の祝日に関する法律に規定する休日の翌日」から「の翌日」を削除いたします。2としまして、「休日が週休日に当たるときは、前項の規定にかかわらず、その日は休日としない。」。「この場合（年末年始の休日である場合を除く。）」以下を削除いたします。

附則では施行日を定めております。

今後の対応といたしましては、組合職員は土曜日、日曜日が休日となります。月曜日から金曜日の勤務となりますが、4月から指定管理者が事業運営を行います。不測の事態や即断を要する対応について、これまでの組合の業務経験を参考とする対応が求められます。そのため、繁忙期には組合職員が土曜日、日曜日に交代で勤務し、対応することを現在検討しております。今後、指定管理者と詳細について調整してまいりたいと考えております。また、指定管理者からは、支援体制を組んでいただくのは大変ありがたいということでお話をいただいております。ただ、今後、構成市や地域の関係者との対応が必要となると考えております。指定管理者としましては、業務のオペレーションについて、本社の支援も想定しつつしっかりやっていくとの考えを持っております。

以上が議案第4号の補足説明でございます。

○議長（桜木善生君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑のある方は。9番 稲垣裕二議員。

○9番（稲垣裕二君） 質疑というよりも、要望なんですけど、先ほど、事務局長のほうから、繁忙期においては指定管理者と職員の間で土日に関して云々という御説明がありましたが、その対応等について調整が整った場合、議会にちょっと報告をしていただきたいということ

の要望だけをさせていただきます。

以上です。

○議長（桜木善生君）　ということであります。見解はありますか。事務局長。

○事務局長（伊藤憲一君）　承りました。

○議長（桜木善生君）　了解です。

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桜木善生君）　なければ、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桜木善生君）　討論なしと認めます。

これより議案第4号「多摩六都科学館組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（桜木善生君）　挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（桜木善生君）　日程第8「議案第5号 多摩六都科学館組合管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者（坂口光治君）　議案第5号「多摩六都科学館組合管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、多摩六都科学館組合個人情報保護条例が平成23年10月26日議会議決済みでございますが、平成24年4月1日より施行されることに伴い、個人情報保護審査会を設置するため、また、多摩六都科学館の管理運営を指定管理者に行わせることにより、非常勤館長の雇用が指定管理者に移行されるため、規定を整備する必要があるため、御提案するものでございます。

後ほど事務局より補足説明をいたさせますので、御承認賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（桜木善生君） 補足説明を求めます。事務局長。

○事務局長（伊藤憲一君） 議案第5号「多摩六都科学館組合管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」について、管理者に補足して御説明申し上げます。

恐れ入りますが、資料6をごらんください。「多摩六都科学館組合管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表」でございます。

報酬、第2条、(8)、「非常勤館長」を削除し、かわりに「個人情報保護審査会委員」を追加いたします。

報酬の支給方法でございますが、第4条第1項では、「第7号」を「第8号」に改正いたします。第2項では「第8号及び」を削除いたします。

2ページ、裏面をごらんください。附則の第1項につきましては施行日を定めております。附則の第2項は経過措置を定めたものでございます。

以上が議案第5号の補足説明でございます。

○議長（桜木善生君） これより質疑に入ります。質疑のある方は。大林議員。

○10番（大林光昭君） 1点だけ質問させていただきます。個人情報保護審査会委員という方の具体的な業務と、あと、どれぐらいの日数になることが想定されているか、その辺だけをちょっとお聞かせいただきたいです。

○議長（桜木善生君） 事務局長。

○事務局長（伊藤憲一君） 私どもは情報公開審査会の委員もあわせて設置しておりますけれども、情報公開についての問い合わせ、それからまた、開示の請求等はあまりありません。それで、個人情報保護審査会の案件について、どのぐらいあるかは、今は想定ができない状況でございます。予算上では、たしか審査会を3回開催するということで、平成24年度の予算の中では予算を計上させていただいているところでございます。内容につきましては、審査会の審議の内容でございますが、例えば、個人情報の開示等があった場合に、それが開示できるかどうかについて、審査会において協議をいただくということで考えております。それからまた、当初、審査会を設置いたしますときに、どの範囲が個人情報の保護に関する、開示できる、開示できない、そこいらの取り扱いについても御協議をいただきたいというようなことを考えております。

以上でございます。

○議長（桜木善生君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桜木善生君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桜木善生君） 討論なしと認めます。

これより議案第5号「多摩六都科学館組合管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（桜木善生君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（桜木善生君） 日程第9「議案第6号 多摩六都科学館組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者（坂口光治君） 議案第6号「多摩六都科学館組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において、障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）の施行等による障害者自立支援法（平成17年法律第123号）の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるため、御提案するものでございます。

後ほど事務局より補足説明をいたさせますので、御承認賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（桜木善生君） 事務局長。

○事務局長（伊藤憲一君） 議案第6号「多摩六都科学館組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例」について、管理者に補足して御説明申し上げます。

本案は、障害者自立支援法の一部改正に伴い、法の条文の項においてずれが生じたことにより、引用している条例の規定を整備するものでございます。

恐れ入りますが、資料7をごらんください。「多摩六都科学館組合議会の議員その他非常

勤の職員の公務災害補償等に関する条例新旧対照表」でございます。

障害者自立支援法の改正は、平成23年10月1日の施行改正と平成24年4月1日の施行改正がございます。今回は2回の改正内容を一括して改正するものでございます。これは、平成23年10月1日施行につきまして、改正内容といたしましては、第10条の2第2号中、障害者自立支援法第5条に第4項が新設されたため、「第5条第12項」を「第5条第13項」に改め、「同条第6項」を「同条第7項」に改めるものでございます。

附則につきましては施行日を定めております。

続きまして、恐れ入りますが、資料8をごらんください。

平成24年4月1日施行につきましては、改正内容といたしましては、第10条の2第2号中、障害者自立支援法第5条第8項が削除されるため、「第5条第13項」を「第5条第12項」に改めるものでございます。

附則につきましては施行日を定めております。

以上が議案第6号の補足説明でございます。

○議長（桜木善生君） これより質疑に入ります。質疑のある方は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桜木善生君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桜木善生君） 討論なしと認めます。

これより議案第6号「多摩六都科学館組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（桜木善生君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（桜木善生君） 日程第10「議案第7号 平成23年度多摩六都科学館組合一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者（坂口光治君） 議案第7号「平成23年度多摩六都科学館組合一般会計補正予算（第

2号)」について、提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める必要があるため、御提案するものでございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ524万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億4,165万円と定めるものでございます。

後ほど事務局より補足説明をいたさせますので、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（桜木善生君） 事務局長、補足説明をどうぞ。

○事務局長（伊藤憲一君） 恐れ入りますが、「補正予算書（第2号）」をお開きください。

恐れ入りますが、6ページ、7ページをお願いいたします。歳入の御説明を申し上げます。

第2款使用料及び手数料でございますが、第1項使用料につきましては、補正前の予算額7,650万7,000円に519万8,000円、6.8%を増額いたします。予算現額を8,170万5,000円とするものでございます。内訳といたしましては、第1節科学館使用料の431万9,000円を増額につきましては、管理者からの行政報告で御説明がありましたように、年度当初から10月までに予想以上に入館者がふえたことにより、また、11月からプラネタリウムを休止させていただいておりますが、休止による入館者の減少が予想より落ち込みが少のうございまして、決算見込みをする中、増額するものでございます。

第2節駐車場使用料の87万9,000円は、入館者がふえたことにより駐車場利用もふえております。収入見込みにつきましては、平成23年4月から平成24年1月までの実績に過去5年間の2月、3月の実績を加味し、かつ、11月からのプラネタリウムの事業の休止における減少割合も踏まえまして、年間見込みを算定した結果、増額するものでございます。

続きまして、第3款財産収入でございますが、補正前の予算額2,000円に5万円を増額し、予算現額を5万2,000円とするものでございます。これは財政調整基金並びに施設整備基金の資金運用の利子でございます。

以上の結果、歳入合計は、補正前の予算額9億3,640万2,000円に524万8,000円を増額し、予算現額を9億4,165万円とするものでございます。

恐れ入りますが、8ページ、9ページをごらんください。続きまして、歳出予算を御説明いたします。

第2款総務費でございますが、第1項総務管理費、第1目一般管理費、補正前の予算額3

億353万円に524万8,000円を増額し、予算現額を3億877万8,000円とするものでございます。説明欄、第3節職員手当等は300万円を減額するものでございます。減額理由といたしましては、期末手当の支給率の減少、また、超過勤務の減少による減でございます。

第14節使用料及び賃借料は51万3,000円を増額するものでございます。増額理由といたしましては、入館者の増により臨時駐車場の利用がふえたものでございます。内訳といたしましては、平成24年1月末で、既に63日が使用済みとなっております。予算計上上では64日となっておりますので、今後、15日分が不足する見込みとなりまして、15日掛ける、1日当たりの使用料でございますが、3万4,200円、合計で51万3,000円を補正するものでございます。

第19節負担金補助及び交付金ですが、448万2,000円を増額するものでございます。増額理由といたしましては、平成23年度末に当科学館の固有職員1名が定年退職いたします。東京都市町村職員退職手当組合の規定では、定年退職と普通退職の差額、これにおきましては事業所負担となっております。448万2,000円を、東京都市町村職員退職手当組合から通知が参りましたので、増額するものでございます。

続きまして、第25節積立金ですけれども、325万3,000円を増額いたします。これは、財政調整基金に、歳入で御説明いたしました使用料の一部320万3,000円と基金運用利子4,000円を足しました320万7,000円を積み立てするものでございます。また、施設整備基金に基金運用利子4万6,000円を積み立ていたします予算措置でございます。

以上の結果、歳出合計、補正前の予算額9億3,640万2,000円に524万8,000円を増額し、予算現額を9億4,165万円とするものでございます。

その他、10ページ、11ページ以降につきましては給与費明細書でございます。後ほど御確認いただきたいと思います。

以上、議案第7号の補足説明でございます。

○議長（桜木善生君） 御苦労さまでした。

これより質疑に入ります。質疑のある方は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桜木善生君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桜木善生君） 討論なしと認めます。

これより議案第7号「平成23年度多摩六都科学館組合一般会計補正予算（第2号）」を採

決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（桜木善生君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（桜木善生君） 日程第11「議案第8号 平成24年度多摩六都科学館組合の負担金について」、日程第12「議案第9号 平成24年度多摩六都科学館組合一般会計予算」を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者（坂口光治君） 議案第8号「平成24年度多摩六都科学館組合の負担金について」、提案理由を御説明申し上げます。

平成24年度の負担金について、多摩六都科学館組合同規約（平成2年6月1日東京都知事許可）第14条第2項の規定に基づき議会の議決を求める必要があるため、御提案するものでございます。平成24年度の負担金の総額は3億9,573万5,000円とするものでございます。

続きまして、議案第9号「平成24年度多摩六都科学館組合一般会計予算」について、提案理由を御説明申し上げます。

本議案は地方自治法第211条第1項の規定により御提案するものでございます。第1条といたしまして、歳入歳出予算をそれぞれ7億1,522万円と定めるものでございます。第2条は、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は第2表、債務負担行為に規定しております。また、第3条といたしまして、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高限度額を2,000万円と定めるものでございます。

以上、議案第8号、議案第9号の提案理由を御説明申し上げましたが、後ほど事務局より補足説明をいたさせますので、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（桜木善生君） 引き続き補足説明をお願いします。事務局長。

○事務局長（伊藤憲一君） 議案第8号「平成24年度多摩六都科学館組合の負担金について」、管理者に補足して御説明申し上げます。

平成24年度の負担金総額は3億9,573万5,000円でございます。議案を見ていただきますと、

内訳といたしましては、小平市9,318万7,000円、東村山市7,373万6,000円、清瀬市5,109万1,000円、東久留米市7,172万1,000円、西東京市1億600万円の御負担となるものでございます。

詳細につきましては、資料9「平成24年度 多摩六都科学館組合組織市負担金（案）」の表を後ほどごらんいただきたいと思っております。

続きまして、議案第9号「平成24年度多摩六都科学館組合一般会計予算」につきまして、管理者に補足して御説明申し上げます。

予算書をごらんいただきたいと思っております。まことに恐縮ではございますが、お時間の都合もありまして、御説明につきましては、平成24年度の予算の主なものにつきまして御説明をさせていただきますので、御理解くださいますようお願い申し上げます。なお、予算書の記載上、御説明は、平成24年度を本年度、平成23年度を前年度と御説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

平成24年度多摩六都科学館組合一般会計予算をごらんください。恐れ入りますが、5ページをお願いいたします。平成24年度予算は、指定管理者の導入に伴いまして、予算の枠組みが大きく変わっております。予算の枠組みが大きく変わったところの歳入歳出を簡単に御説明させていただきます。

Iの歳入歳出予算事項別明細書でございます。歳入、本年度予算額を御説明いたします。

1、分担金及び負担金につきましては3億9,573万5,000円、比較増減は前年度と比較しますと2億276万3,000円の減でございます。33.9%の減でございます。

2、使用料及び手数料でございますが、本年度予算額は20万2,000円でございます。前年度との比較をいたしますと7,230万5,000円、率にしますと99.7%の減でございます。

また、5の繰入金につきましては、本年度は3億1,500万円、前年度と比較いたしますと8,400万円、36.4%の増でございます。

繰越金につきましては400万円、前年度との比較をいたしますと400万円の減、50%の減でございます。

諸収入につきましては、本年度は3万2,000円、前年度との比較をいたしますと1,532万5,000円、99.8%の減でございます。

本年度予算の合計でございますが、7億1,522万円、前年度と比較いたしますと2億1,014万5,000円、率にしますと22.7%の減でございます。

分担金及び負担金でございますが、当館の建設時に借用いたしました平成3年度借用分が

平成23年度に償還が終わりましたことから、2億270万円余が減額されております。2の使用料及び手数料でございますが、指定管理者の導入に伴いまして、7,200万円余が指定管理者の収入となりますため、減額となります。5の繰入金につきましては、平成24年度に展示物の更新事業の実施、並びに、施設の老朽箇所及び危険箇所等を改修するため、8,400万円を増額しております。

続きまして、歳出でございます。

1、議会費につきましては、変更はございません。

2、総務費につきましては1億2,343万8,000円、前年度と比較しますと1億6,835万1,000円、率にいたしますと57.7%の減でございます。

3、事業費でございますが、5億8,919万1,000円、前年度と比較いたしますと1億6,165万3,000円、率にしますと37.8%の増でございます。

4の公債費でございますが、本年度予算額は6万7,000円、前年度との比較をいたしますと2億294万7,000円、100%の減でございます。

5の予備費につきましては100万円、前年度との比較では50万円の減でございます。率にしますと33.3%の減でございます。

合計では、本年度予算額は7億1,522万円、前年度との比較では2億1,014万5,000円、22.7%の減でございます。

指定管理者の導入によりまして、2の総務費から3の事業費に約1億6,000万円が移った格好となっております。また、4の公債費は、歳入のところで御説明しましたとおり、償還金が終了したことにより、2億294万円余の減額となっております。

以上が予算の枠組みの大きく変わったところでございます。

恐れ入りますが、6ページ、7ページをお開きください。第1款分担金及び負担金は3億9,573万5,000円で、前年度と比較いたしますと2億276万3,000円、33.9%の減となっております。これは、組織市が当科学館の運営に係る経費を毎年御負担いただいているものでございます。なお、負担金の額は、組織市との協議の上、前年度とほぼ同額となっております。減額理由につきましては、先ほど御説明したとおり、償還金が終了したことによるものでございます。

第2款使用料及び手数料につきましては、指定管理者の導入に伴い、従前の科学館使用料及び駐車場使用料につきましては指定管理者の利用料金収入となるため、組合の収入は減となります。第1節行政財産使用料につきましては、飲料用自動販売機使用料として20万2,000

円を計上いたしましたものでございます。前年度と比較いたしますと7,230万5,000円、99.7%の減となるものでございます。参考までに御説明いたしますけれども、指定管理者の入館者、駐車場利用台数の見込みでございますが、入館者の見込みにつきましては16万5,000人を見込んでおります。また、駐車場の利用台数の見込みにつきましては2万3,000台、また、指定管理者の利用料金の収入見込みでございますけれども、入館・観覧料を含めまして6,170万円、駐車場使用料につきましては1,400万円、その他の収入310万円、合計7,880万円を見込んでおります。その他の収入の御説明でございますが、指定管理者の自主事業となるものでございます。ミュージアムショップ、カフェテリアの運営、また、サタデーナイトプラネタリウム、それから、特別のイベントの収入がでございます。

次に、第3款財産収入につきましては、財政調整基金及び施設整備基金の運用利子を19万円計上しております。

8ページ、9ページをお開きください。次に、第5款繰入金でございますが、3億1,500万円を計上いたしております。財政調整基金から繰り入れるものでございますが、1,500万円を計上しております。充当項目といたしましては、休憩室屋根防水工事828万円、ガラス飛散防止フィルム貼付工事でございますが、450万円、消防設備更新工事390万円、プラネタリウムリニューアル特別番組作成業務750万円、合計2,418万円の一部補てんといたすためでございます。また、施設整備基金繰入金につきましては3億円、充当項目といたしましては、プラネタリウム設備改修工事2億円、展示更新委託料1億円でございます。前年度と比較いたしますと8,400万円、36.4%の増となるものでございます。

次に、第6款繰越金でございますが、400万円を計上しております。

次に、第7款諸収入でございますが、3万2,000円を計上いたしております。前年度と比較しますと1,532万5,000円、99.8%の減となっております。これは、指定管理者の導入に伴いまして、従前の事業参加負担金、オリジナルグッズ等の売上金、ホームページ、また、バナー広告の掲載料は指定管理者の収入となるため、組合の収入が減となるものでございます。また、多摩・島しょ広域連携活動助成金につきましては、現在、事業計画につき、交付決定はされておられません。平成24年4月以降になるため、この予算には計上していません。ちなみに、平成23年度多摩・島しょ広域連携活動助成金につきましては1,176万円ございました。

以上により、歳入につきましては予算額7億1,522万円となり、前年度と比較しますと2億1,014万5,000円、22.7%の減となるものでございます。

続きまして、10ページ、11ページをお開きください。歳出の御説明でございます。

第1款議会費でございますが、予算現額は152万4,000円で、前年度と変更はございません。

第2款総務費でございますが、予算額は1億2,343万8,000円、前年度と比較しますと1億6,835万1,000円、57.7%の減となっております。第1節報酬は、指定管理者の導入に伴い、非常勤館長及び嘱託員2名の雇用が指定管理者に移行されるため、予算額は169万4,000円となり、前年度と比較いたしますと750万9,000円、81.6%の減となっております。説明欄、1の特別職及び職員人件費のうち、職員人件費につきましては、これまで構成5市より職員を派遣いただいておりますが、平成24年度から指定管理者の導入に伴い派遣職員制度を廃止いたします関係で、職員数が減少しております。

内訳といたしましては、第2節給料は予算額2,000万円で、前年度より2,170万円、52.0%の減でございます。

第3節職員手当等は1,450万円で、前年度より1,723万3,000円、54.3%の減でございます。

第4節共済費は560万円で、前年度より873万7,000円、60.9%の減でございます。

恐れ入りますが、14ページ、15ページをお開きください。説明欄の中段でございます。19節負担金補助及び交付金の退職手当組合負担金につきましては310万9,000円で、前年度より201万6,000円、39.3%の減となっております。

人件費の総額でございますが、前年度と比較しますと4,968万6,000円、53.5%の減となっております。

恐れ入りますが、12ページ、13ページにお戻りください。説明欄、2、一般管理事務費でございますが、第11節需用費は予算額723万3,000円で、前年度と比較しますと2,580万4,000円、78.1%の減となっております。主なものといたしましては、消耗品費、燃料費、食糧費、それから、印刷製本費の事務的経費が148万1,000円、修繕料の施設設備等補修費でございますが、575万2,000円でございます。減額の対象といたしましては光熱水費の2,244万円でございます。これは指定管理者に移行されるためでございます。

次に、第13節委託料は予算額279万2,000円で、前年度と比較しますと7,679万8,000円、96.5%の減となっております。主なものといたしましては、館内ネットワーク保守管理業務92万円、組合ホームページCMS構築業務81万円、組合ホームページCMS運用業務48万8,000円などがございます。減額対象となりましたものといたしましては、施設管理・警備安全管理業務7,364万7,000円、エレベーター保守点検業務91万4,000円、館庭樹木・庭園管理業務95万9,000円、その他の経費127万8,000円で、これも指定管理者に移行されるもので

ございます。

14ページ、15ページをお開きください。第14節使用料及び賃借料でございます。予算額は1,900万5,000円で、前年度と比較いたしますと131万5,000円、6.5%の減となっております。主なものといたしましては、駐車場借上料1,512万円、臨時駐車場借上料218万9,000円、以下、事務機器等の借上料でございます。なお、駐車場の取り扱いにつきましては、組合が現在のように地主さんから駐車場を借り上げ、指定管理者に使用させることといたしました。したがって、指定管理料からは駐車場借上料は差し引くことといたしました。減額対象となりました131万5,000円ですが、印刷機借上料、消防用緊急対応無線機借上料、洗面所等衛生用品借上料などが指定管理者に移行されるものでございます。

第15節工事請負費でございますが、予算額は1,668万円、前年度と比較しますと1,578万8,000円、1,770%の増となっております。予算が大幅にふえましたのは、指定管理者に事業運営を実施させることに当たり、組合が施設の老朽箇所及び危険箇所等を改修し、施設を良好な状況におきまして使用させるということから、今回の予算計上となっております。1に、休憩室屋根防水工事828万円。これは、昨年9月に台風15号が関東地方に接近した際に、当館では雑木林の大木が3本倒木いたしました。直接の倒木による屋根の損傷はありませんでしたが、そのときから、カフェテリアと休憩室を結ぶ通路の天井から雨漏りが始まっております。その改修のため、既存のステンレス製の屋根材を補修し、その上に新たな屋根をふくという工事でございます。

2番目に、ガラス飛散防止フィルム貼付工事450万円。東日本大震災以来、地震に対する警戒が強まっております。1月には、政府の地震調査委員会では国内の主な地震発生率を更新し、東海地震の30年の確率が88%に、南海におきましては10年20%などの発表がされているところでございます。また、首都高速道路におきましては1兆円規模の大規模改修に乗り出す方針を固めております。当館におきましても、お客様の安全を守るため、また、施設の損傷が少しでも軽減できるよう、減災対策にも対応する工事でございます。

3番目に、消防設備更新工事でございます。390万円です。消防署が年に2回実施しております消防点検におきまして、指摘事項となっております。当館では消防・地震避難訓練を年に2回実施しておりますが、火災報知機鳴動時、ベルが鳴るときでございますが、避難放送をいたしますが、本来ならば火災報知機の音が出ないこととなっておりますけれども、機器類の老朽化により、本来の機能が対応できません。修繕箇所を業者に点検させましたけれども、消防設備全体の基盤等が老朽化しているため、基盤全体の入れかえが必要であるとの

見解を示しております。お客様の安全を守る上でも、また、消防署の指摘事項の改善も含め、重要な設備でございますので、機器類を入れかえ、改修するための工事でございます。

第18節備品購入費につきましては、組合事務局を1階、現在の101会議室に移転するため、組合が使用しております書類保管庫、また、スペースがありませんので、保管庫並びにパーテーション等が必要になりますので、95万円を計上いたすものでございます。

第19節負担金補助及び交付金につきましては予算額328万5,000円で、前年度より201万7,000円、38.0%の減となっております。減額理由といたしましては、退職手当組合への負担金が、固有職員1名、減となります。また、本年度より負担金の率の変更がございます。負担率につきましては、平成23年度は1,000分の260、平成24年度につきましては1,000分の200となり、1,000分の60が軽減されるためでございます。ほかには、公平委員会、職員研修所、職員互助会などの負担金がございます。

第25節積立金ですが、施設整備基金につきましては、前年度は5,000万円を計上していましたが、おかげさまでプラネタリウムの設備改修並びに展示物の更新が本年度に完了しますことから、本年度からは3,000万円を積み立てることとなっております。ほかには、19万1,000円が財政調整基金及び施設整備基金の運用利子等でございます。

16ページ、17ページをお願いいたします。第3款事業費ですが、予算額は5億8,919万1,000円、前年度と比較しまして1億6,165万3,000円、37.8%の増となっております。第13節委託料は3億8,919万1,000円で、1億9,781万7,000円、103.4%の増となっております。主な内訳といたしましては、指定管理者業務2億8,169万1,000円、展示更新業務1億円、プラネタリウムリニューアル特別番組作成業務750万円でございます。

第15節工事請負費は2億円で、前年度と同額となっております。これはプラネタリウム設備改修工事の経費でございます。

第4款公債費でございますが、予算額は6万7,000円、前年度と比較しますと2億294万7,000円、100%の減となっております。歳入でも御説明いたしましたとおり、この減額は、償還金が平成23年度をもって終了したためでございます。

第5款予備費は100万円を計上しております。

以上により、歳出につきましては、本年度予算額は7億1,522万円となり、前年度と比較いたしますと2億1,014万5,000円、率にして22.7%の減となるものでございます。

18～19ページ以降、26～27ページまでは給与費明細書となっております。後で御確認いただきたいと思っております。

また、28～29ページをお開きください。債務負担行為調書でございます。2件計上しております。1点目は計数機借上料、これは、平成24年度支出予定額は45万4,000円、平成25年度は45万4,000円の支出の予定となっております。また、指定管理者業務委託料は、平成24年度支出予定額は2億8,169万1,000円、平成25年度以降の支出予定額は4年間で10億5,876万4,000円となっております。

以上が議案第8号、議案第9号の補足説明でございます。以上でございます。

○議長（桜木善生君） 御苦労さまでした。

これより一括して質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。永田議員。

○8番（永田雅子君） 組織市の負担金について、1点伺いたいと思います。先ほどのお話ですと、各自治体との話し合いで昨年度とあまり変化がないように決めたということなんですけれども、東久留米市の場合なんです、100万円ぐらい減っていて、その理由が下のほうに（注）として載っているのですけれども、このところをもう少し御説明いただけたらと思います。

あと1点あるのですけれども、先ほど、予算の説明のときに、利用料の見込みは6,170万円程度、駐車場の見込み額は1,400万円程度というお話だったと思うのですが、基本的に、指定管理者制度に移行しても、利用料や駐車場代金は今までと変わらないという認識でよろしいでしょうか。

○議長（桜木善生君） 以上2点。管理運営課長。

○管理運営課長（神田正彦君） それでは、まず、負担金について御説明いたします。資料9にございます負担金の表をごらんください。こちらのほうで、負担金総額につきましては、公債費割がすべてなくなりましたので、その分は負担金から減っております。したがって、全体で比較いたしますと、平成23年度に対しましてはおおむね各市とも30%の減額となっておりますが、主なものは公債費割がなくなったことによるものでございます。先ほどほぼ同額と申し上げましたのは、管理運営費割について平成23年度とほぼ同額ということでございます。なお、平成24年度の負担金につきましては、平成22年国勢調査を反映いたしまして、人口割の変動がございましたので、若干金額が変わっております。さらに、東久留米市さんの100万円の減額というのは負担調整時限措置割にあらわれているところでございます。負担調整時限措置割というのは、下の（注）のところにもございますが、建設時にアクセス道路を東久留米市さんの御負担で建設しております。その償還金の利子の相当分を、当時、6市でございましたので、6市で共同で負担するというところで、利子分の割り戻しが東久留

米市さんの約100万円の減額分ということに相当しております。この措置も、平成24年度で償還が終了いたしますので、終了となる予定でございます。

続きまして、利用料金ですが、指定管理者制度になりましても、当面は、科学館の使用料及び駐車場の使用料については現在の額を上限としてまいります。ただ、この後、指定管理者の経営努力等によりまして、上限額からの割引ということも想定して運営をしてまいりたいと思っております。

○議長（桜木善生君） 永田議員。

○8番（永田雅子君） ありがとうございました。

利用料の件は了解しました。

あと、（注）に「アクセス道路」という言葉が出てきているので、私はとてもいい意味に勘違いをしてしまったのですけれども、東久留米市の小学校では、いつも「科学館ニュース」を子どもたちが持って帰ります。本当に子どもたちの行きたい、行きたいという声も私のもとに届いているのですけれども、東久留米市からこの科学館まで、どうしても交通のアクセスがあまりよくない。特に、子どもは、高学年の男の子なんかは友達同士で行きたいけれども、行き方がちょっとよくわからない。家族の人に車で連れていってもらいたいのですが、それがかなわない場合、断念をしてしまったという話も聞いているのです。広域的にいろいろと御検討はされていると思うのですけれども、東久留米市のことばかりを取り上げてあれなんです、ぜひ科学館まで行きやすいような検討を、バス会社ともいろいろ協力しながら、これからも検討していただきたいと思いますと思うのですけれども。要望です。

○議長（桜木善生君） よろしいですか。要望です。管理運営課長。

○管理運営課長（神田正彦君） バスの路線についてはさまざまな形で検討させていただいております。引き続き御要望を承りまして、なるべく拡充できるようにさせていただきたいと思っております。

○議長（桜木善生君） 続きまして、斉藤正彦議員。

○5番（斉藤正彦君） 予算の総額で2億1,000万円近く減額になっているのですけれども、22.7%ということなんです、償還金がなくなったということが主な原因というか、主にそれだと思うのですけれども。その中で、入館者数は、前年度が14万7,058人なんです、見込んでいたのが16万5,000人ということなんですけれども、その辺の見込みで増額になった場合は、指定管理者のほうに利益が出てくるのかということ。

それから、入館者に対して、先ほど、負担金の問題がありましたけれども、各市で人口割

で負担金をしているわけですが、わからないと思いますけれども、入館者数が14万7,000人あるわけですが、各市の詳細はわからないと思うし、それ以外の他市からも入館者があると思いますけれども、例えば、清瀬市で何人ぐらいかとか、東久留米市で、この率でどのぐらいの方が入場しているのか、わかれば結構です。

○議長（桜木善生君） 以上2件ですね。管理運営課長。

○管理運営課長（神田正彦君） まず、利益のほうの御質問ですけれども、使用料におきまして、16万5,000人になりますと、大体、指定管理者の収支計画において、収支の健全性が図れるということになっております。ただし、使用料につきましては、収支の健全性のラインをちょっと上回る分、9,000万円を超えました分については、一定程度科学館組合のほうの歳入として割り戻しをしてもらうということになっておりますので、指定管理者のほうも頑張らば歳入を上げれば、みずからの収入がふえると同時に、組合のほうにも財政的な還元があるということになっております。

続いて、負担金の件でございますが、5市の負担金に相当する入館者数がどれくらいかという御質問なんです、入館者のデータにつきましては、すべてのお客様について内訳がわかっているわけではございませんので、概数ということになってしまいます。これらは、過去のアンケート調査で、構成市の御利用が全体の40%ぐらいというような数値になっております。それで、各市の内訳につきましては、これはかなり変動がございますので、一概には申し上げられませんが、おおむね西東京市と小平市がその中の半数を占めております。残りの半数の中で東村山市、東久留米市、そして、清瀬市というところで分かれております。

○議長（桜木善生君） ほかに質疑はございませんか。稲垣議員。

○9番（稲垣裕二君） 先ほどの御説明の中で、ページで言うと15ページです。駐車場借上料についての御説明が若干あったかと思いますが、先ほどの御説明ですと、当初予定されていた指定管理料から1,512万円を差し引いたものを指定管理料としたというふうに聞こえたのですが、それで間違いはないのかどうかです。

あわせて、指定管理の期間が5年間ということですから、駐車場は、地主さんとの契約は何年になっていて、この先、その取り扱いはどうなるのか。臨時の駐車場については、年度ごとによって、多分、臨時の駐車料金はいつ借りるか変わってくると思うのですが、これの取扱いは指定管理者とどうなっているのか、その点をお教えてください。

○議長（桜木善生君） 管理運営課長。

○管理運営課長（神田正彦君） 御指摘のとおり、当初、指定管理料として2億8,200万円を計

上して考えておりましたが、駐車場につきましては、科学館のほうが借り主となりまして、地権者から借用するという形をとらせていただくということになりましたので、この分は、当初、指定管理者が借りるということで想定しておりました指定管理料の算出から外すということで指定管理者と協議をいたしまして、合意をした次第でございます。それが平成24年度の指定管理料の予算額になっております。

続きまして、地権者との契約のことでございますけれども、契約期間は1年間でございます。それから、契約の内容ですけれども、こちらのほうは、本体駐車場については従来と変わりません。臨時駐車場につきましては、1つ条件がついておりますのは、相続の問題等もございまして、地権者のほうから、理由があるときには一方的に解約の申し出が得られるというような内容になっております。それから、従来と異なりますのは、基本日数は64日でお借りをしておりますけれども、この64日までを組合の契約といたします。64日を超える分につきましては、指定管理者と別途契約をしていただいて、指定管理者がみずから臨時駐車場を借りるという形にいたします。この理由といたしましては、先ほど、利用料金の配分の件がございましたが、指定管理者が多くのお客様を集めますと、必然的に駐車場の経費が発生してまいりますので、やはり、ある一定量を超えた分については指定管理者もリスク負担をして経費を払うと。しかし、それについては一定程度指定管理者の収入になりますので、その分は収支を指定管理者が見ていくと意味合いから、基本日数を超える分については指定管理者が地権者と個別に契約を結ぶという形態で考えております。

○議長（桜木善生君） 稲垣議員。

○9番（稲垣裕二君） まず、1点目のところは理解しました。ありがとうございます。

それで、駐車場借上料は地主さんと組合との1年契約だということでした。きょう、ここに出ている数字というのも年間の金額ということですよ。そうすると、今後、指定管理料について、駐車場の借り上げが1年契約ごとですと、地主さんとの交渉で、次年度はもしかしたら借上料が変更になる可能性は抱えているということになるのでしょうか。それは指定管理料との関係でどう動いてくるのかという点をお尋ねします。

○議長（桜木善生君） 管理運営課長。

○管理運営課長（神田正彦君） まず、駐車場の借り上げにつきましては、組合が従来から借りている金額が一定しておりまして、月額120万円、これに消費税ということになっております。これは、駐車場本体が120台とめられる、1台1万円という相場から決定されているようなものでして、この金額はずっと今後も基本的には変わらない額でお借りしていくこと

になるのかなというふうに想定しております。これは組合のほうの経費として今後も想定せざるを得ないというふうに考えるところでございます。それから、臨時駐車場につきましては、これとは別途に臨時的に借りるということになっておりますので、地権者と交渉を重ねてまいりましたが、現在の金額で落ちついているということになっております。これについても、地権者との間では一定の額の理解というものがございますので、急な大きな変更等はなかなかできないものというふうに承知しております。

○議長（桜木善生君） 稲垣議員。

○9番（稲垣裕二君） ありがとうございます。僕がお尋ねしたかったのは、今、月120万円で、年間分があつて、消費税もかかりますよと。これは指定管理料の当初予定額から差引きますよとなっております。多分その金額は変わらないということはわかりました。多分変わらないのでしょうか。ただ、3年後、地主さんから1万円ではなくて1万500円にしてくれとなったときに、そうじゃないと貸さないよと万々が一なったときに、当然、年間駐車場の代金が、組合がお借りする借上料が上がりますよね。そうした場合、指定管理者との協議は一体どうなるのか。結局、債務負担行為で年度の限度額が決められていて、その調整分の動きも出てくる可能性も出てくるので、それについてはどう取り扱うのかということ、指定管理者との間でどういう協議になっているのかということをお教えいただきたいのですが。

○議長（桜木善生君） 管理運営課長。

○管理運営課長（神田正彦君） 地権者との交渉で値上げ等が予想される場合のリスク負担については組合側のものとなりますので、その場合は、指定管理者に対して減額をせよと、指定管理料の減額をしてそちらに回せというような協議はなかなか成立しがたいかなと思っております。ただ、指定管理者におきましては、組合が全体の経費として見ている中で配分を決めていきたいと思いますというような協議をしておりますので、その際には指定管理者とも十分話し合いを進めまして、例えば、経費等の削減ができる部分の見直しとか、そういうことを図りまして、値上げ等があつても、直ちにそれが構成市の負担にはね返るといったようなことが極力ないようにしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（桜木善生君） 差し支えなかったら、黒塗りをしていただいて、契約書みたいなものというのはお出しただけなのですか。次回でも結構です。

それと、もう1個。事務局長、最後のお仕事で、それこそ申しわけないのですが、指定管理者と協議をされているわけですよね。協議をしていくわけでしょう。そういう条項はちゃんとあるのですか。事務局長。

○事務局長（伊藤憲一君） まず、契約書の件ですけれども、個人情報の関係もありますので、金額、それからまた、地権者の住所、氏名は消させていただいて、お配りすることはできません。

2点目ですけれども、後日でよろしいですか。

○議長（桜木善生君） 管理運営課長。

○管理運営課長（神田正彦君） 後段について、私のほうからお答えいたします。ただいま、指定管理者との協議は継続しているところでございまして、まず、協定書については、指定行為を行った直後に仮協定を締結しております。この仮協定に基づいて、3月中に、今度は本協定というものを結ぶ準備のための協議を重ねております。仮協定におきましてはかなり概括的な決め方をしておりますので、今後、本協定に向けて、御指摘のあったようなことも含めて、詳細について協議を進めてまいります。この協議の経過につきましてはすべて議事録等をとっておりますので、内容については、さらに明らかにさせていただく機会がございましたら、お示ししたいというふうに考えております。

○議長（桜木善生君） というお願いにして、この場はよろしいでしょうか。稲垣議員。

○9番（稲垣裕二君） はい。

○議長（桜木善生君） ありがとうございます。ぜひ次回までによりしくお願い申し上げます。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桜木善生君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより一括して討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桜木善生君） 討論なしと認めます。

これより議案第8号「平成24年度多摩六都科学館組合の負担金について」を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（桜木善生君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第9号「平成24年度多摩六都科学館組合一般会計予算」を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（桜木善生君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（桜木善生君） 日程第13「議案第10号 多摩六都科学館組合監査委員の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者（坂口光治君） 議案第10号「多摩六都科学館組合監査委員の選任につき同意を求めることについて」。

本議案は、多摩六都科学館組合監査委員において、識見を有する者の任期満了に伴い、選任の必要があるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により議会の同意を求める必要があるため、御提案するものでございます。

東京都西東京市芝久保町1丁目8番13号、高木保男氏、昭和23年7月9日生。

このたび任期満了を迎えました高木先生は西東京市内に税理士事務所を開業されておりました。先生は民間企業の税理事務を多く手がけられておりますことから、今後、事務局が指定管理者の会計事務を検査することになりますが、御相談などをお願いできると期待しているところでございます。また、多摩六都科学館の会計事務にも精通されていますので、多摩六都科学館の監査委員として選任の御同意をいただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（桜木善生君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桜木善生君） 質疑なしと認めます。

本案は人事案件でございますので、討論を省略し、直ちに採決いたします。

これより議案第10号「多摩六都科学館組合監査委員の選任につき同意を求めることについて」を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（桜木善生君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（桜木善生君） 皆さんの御協力によって、議事は終わりました。以上をもって本日の議事日程は終了いたします。ありがとうございました。

ここで、事務局より報告がございますので、求めます。管理運営課長、簡潔にお願いします。

○管理運営課長（神田正彦君） ありがとうございます。それでは、続きまして、お時間をちょうだいして、その他の報告事項について御説明をいたします。

お手元の資料10をごらんください。昨年12月27日に実施いたしました例月出納検査について御報告をいたします。

例月出納検査は、多摩六都科学館組合監査委員条例第4条の規定に基づく、平成23年9月から11月までの各月の現金出納状況についての検査でございます。その結果につきましては、いずれも適正な事務執行である旨、監査委員から御報告をいただいております。

続いて、資料11をごらんください。平成23年度の入館者及び駐車場の利用台数と使用料について御報告をいたします。

詳細につきましては、先ほど行政報告等ございましたので、省略をさせていただきますが、平成23年度の利用者数はおおむね前年度よりふえる見通しでございます。年度末の入館者数は15万8,000人を見込んでおります。また、使用料につきましては、11月以降、プラネタリウム観覧料が収入としてなくなっておりますので、30%程度過去の平均額より減少しておりますが、見通しといたしましては、科学館と駐車場を合わせて7,900万円余りの使用料収入となるというふうに見込んでおります。

続いて、資料12について御説明いたします。平成24年度の組合議会の開催日程（案）でございます。

①の、平成24年度第1回議員研修会を7月18日（水曜日）午後2時から201会議室で実施いたします。内容といたしましては、指定管理者の評価、展示更新の概要等を御報告した後、7月7日にリニューアルするプラネタリウム設備と新番組の御見学をいただく予定であります。

②に、第2回定例議会は平成24年10月19日（金曜日）午前10時を予定しております。

続いて、②の後に入る予定ですが、平成24年度第2回議員研修会を12月に開催いたします。構成市の議会の開催日程を見てから、後日、日程を調整させていただき、連絡をいたします。

③としまして、平成25年第1回定例議会は平成25年2月21日（木曜日）午前10時とさせていただきます。

いずれの日程も御予定に入れていただきますようよろしくお願いいたします。

なお、参考資料1は平成23年9月からの広報PRの主な掲載記事となっております。この中で特に大きな反響がございましたものは16、18、24ページに出ております新聞記事で、東久留米市在住の櫻井 孜さんからチョウの標本約4,000点を御寄贈いただいたものです。半世紀にわたって御自宅周辺で集められました昆虫には今ではもう見られない大変貴重なものもございます、新聞等でも大きく報道されている状況でございます。今後は展示等に活用させていただきたいということで、現在も展示室のほうでコレクションを展示させていただいております。

以上でございます。

○議長（桜木善生君） 御苦労さまでした。

ただいまの管理運営課長の報告に対して、御質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桜木善生君） 質疑を終了いたします。

管理者より発言の許可の申し出がありましたので、これを許します。管理者。

○管理者（坂口光治君） 議長の御指名をいただきましたので、閉会に当たりまして、一言御礼のごあいさつをさせていただきます。

本日は、議員の皆様方には大変御多用の中お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。ただいま議案を熱心に御審議していただきまして、御決定をいただきまして、まことにありがとうございます。

構成市におきましては、開館以来18年にわたり多摩六都科学館のために職員の派遣をいただきまして、まことにありがとうございます。また、今までの御理解、御協力、御支援に対しまして心から感謝を申し上げる次第でございます。先ほどの議案にもございましたが、4月から指定管理者が事業運営をスタートいたします。このたびの指定管理者の導入に際しましては、組織市の財政負担を軽減し、多摩六都科学館の基本計画に掲げられました使命と事業を着実に実行しつつ、事業運営に当たっては、指定管理者が事業運営から管理までを包括的にマネジメントすることになりますが、圏域の市民をはじめとし、利用者の視点とニーズを踏まえました効果的な、または、効率的な事業運営を実施できるよう、組合事務局もともに頑張っていきたいと考えております。

行政報告で触れさせていただきましたが、平成23年度の上半期は、おかげさまで入館者数が昨年度を大きく上回る状況となりました。しかしながら、11月から、プラネタリウム設備改修により、入館者、観覧者が減少しているところでございます。3月の春休みにはたくさんのお客様に御来館いただけるよう魅力あるイベント、教室等を用意することにより、少しでも減収を抑えていかなければならないと考えております。

既に新聞紙上等でも御承知のとおり、ことしは5月21日に金環日食が予定されております。これはもう、なかなか見ることのできない大天体ショーでございますので、このようなときにこそ、やはり多摩六都科学館は大いにその使命でこたえていきたいと考えております。また、先ほど事務局長及び管理運営課長からお話がありましたとおり、7月7日にオープンという予定でございます。御承知かと思うのですが、このプラネタリウムは世界でも4番目の内径を持っているものでございまして、今度導入されます五藤光学の機器は、何と1億4,000万個、今までの7,000倍ぐらいの星、銀河等を映すことができるということでございまして、恐らく大変大きな話題を呼ぶのではないかと考えております。入館者も、平成6年が16万8,000人ということでピークだったわけでございますが、先ほどちょっとお尋ねがございましたが、それを超えるような入館者が来てくれるといいなとひそかに考えておりますので、ぜひ、議員の皆様方にも、きょうはお忙しいこととは思いますが、工事中のドームを見ていただきまして、臨場感を含めて地域に情報を伝えていただきますとありがたいなど、そのように考えている次第でございます。

これからも気を緩めることなく、集客増に向けて、職員、スタッフともに緊張感を持って事業運営に当たってまいりますので、組合議員の皆様方におかれましては、今後とも御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。私の御礼のごあいさつとさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

○議長（桜木善生君） 御苦労さまでした。

これもちまして平成24年第1回多摩六都科学館組合議会定例会を閉会いたします。皆さんの御協力で、午前中に終わりました。ありがとうございました。御苦労さまでした。

午前11時44分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

多摩六都科学館組合議会議長 桜 木 善 生

多摩六都科学館組合議会議員 斉 藤 あ き 子

多摩六都科学館組合議会議員 永 田 雅 子